

# 南島原市ニュース

平成29年3月21日

報道関係各位

## 第1回南島原市議会定例会に 議案を追加上程しました

平成29年第1回南島原市議会定例会に別添の議案を  
追加提出しました。

記

※配布資料…議案の概要、議案

担当部署	総務部 総務課	担当者	苑田 和良
直通	0957-73-6621	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 		検索ワード	
担当者 連絡先			

# 平成29年第1回南島原市議会 定例会

## (追加議案) 参 考 資 料

○議案の概要 [P1]

南島原市

# 平成29年第1回南島原市議会定例会 追加議案

議案第31号～損害賠償の額の決定について  
第69号

総 務 部  
管 財 契 約 課

---

\* 損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の追認議決を求めるもの。

議案第70号 損害賠償の額の決定について

水 道 部  
上 水 道 課

---

\* 損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

## 議案第31号から第69号

### 損害賠償の額の決定について

南島原市は、次により損害を賠償するものとする。

#### 1 賠償の理由

平成18年4月から平成29年2月までの期間において、別紙一覧表に示す理由により公用車の事故を起こした39件の損害賠償の額を決定する必要があるもの。

#### 2 賠償の金額

別紙一覧表のとおり

#### 3 賠償する相手方

別紙一覧表のとおり

平成29年3月21日提出

南島原市長 松本政博

#### 提案理由

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の追認議決を求めるため。

議案第31号～第69号 別紙一覧表

議案番号	事故発生年月日	事故発生場所	運転者所属	賠償の金額	賠償の相手方	事故の発生状況
31	H18.8.10 午前8時55分	南島原市西有家町里坊 西有家庁舎及び弁当店前交差点	教育委員会西有家事務所	271,447円		交差点に進入しようとしたところ、左右確認不足から左方向から直進してきた相手方車両に追突し、損害を与えたもの。
32	H19.10.17 午前10時40分	雲仙市愛野展望所交差点	乳が浦老人ホーム	61,516円		入所者の通院に付き添って運転中、助手席に置いていたメガネが落ちたため、脇見をしてしまい、信号待ちで停車していた車に追突し、損害を与えたもの。
33	H22.2.10 午後3時15分	十八銀行有家支店先路上	図書館図書等運搬業務受託者 南島原市シルバー人材センター	20,836円		図書運搬委託業務中、市道を走行していた際、銀行駐車場から左右確認を怠り市道へ進入してきた相手車両と接触し、損害を与えたもの。
34	H22.3.23 午前9時30分	南島原市南有馬町乙378番地グループホーム菜の花駐車場内	衛生局第一課	94,500円		浄化槽清掃のため駐車場奥に入る際、駐車場左側の外灯に助手席側バンパーで接触し、損害を与えたもの。
35	H22.9.3 午後2時40分	南島原市加津佐町丙	衛生局第一課	12,000円		浄化槽清掃のため駐車場にバックで入る際、家屋外壁に気づかず接触し、損害を与えたもの。
36	H22.10.28 午後2時	西有家庁舎西側公用車駐車場内	市民生活部税務課	35,400円		公務外出から帰庁し駐車場に車を停めてドアを開けようとしたところ、強風に煽られたドアが、隣に駐車してあった相手方の車に接触し、損害を与えたもの。
37	H22.11.15 午後2時	セブンイレブン国見神代店駐車場内	市民生活部税務課	193,854円		出張中立ち寄ったコンビニ駐車場内で、後方を確認せずバックし、停車していた相手側車両に接触し、損害を与えたもの。
38	H22.12.28 午後5時10分	南島原市北有馬町戊	教育委員会文化財課	4,911円		公務で市道走行中、相手車両が庭先からバックで飛び出したため、よけきれず衝突し、損害を与えたもの。
39	H23.2.15 午後3時	十八銀行有家支店駐車場内	有家学校給食センター	91,000円		駐車場に車を停めてドアを開けたところ、強風に煽られたドアが、隣に駐車してあった相手方の車に接触し、損害を与えたもの。
40	H23.5.10 12時10分	長崎県庁第3別館駐車場内	企画振興部地籍調査課	78,000円		県庁での公務が終わり、駐車場から公用車を出す際、駐車場の出口に設置された門柱に接触し、損害を与えたもの。
41	H23.5.18 正午頃	北有馬庁舎前路上	北有馬給食会	5,960円		給食配送を終え帰る途中、相手車両が左右の確認をせずに北有馬庁舎敷地から道路へ右折しようとしたため、よけきれず衝突し、損害を与えたもの。
42	H23.5.19 午前7時45分	南島原市南有馬町己	総務部南有馬支所	35,825円		T字路で右折しようとしたところ、進入路より左折して出てきた相手車両とすれ違う際、接触し、損害を与えたもの。
43	H23.6.3 午後4時50分	南島原市西有家町須川	西有家地区消防第一分団	45,000円		建物火災で現場に向かう途中、T字路を左折進入しようとした際、T字路脇の自宅に車を入れようとしていた相手車両と接触し、損害を与えたもの。
44	H23.9.16 午前9時50分	南島原市有家町石田	衛生局第二課	259,350円		ごみ収集のため後進中、有家町東池田自治会の東公民館の石柱に衝突し、石柱の根元3面にヒビが発生し、損害を与えたもの。
45	H23.11.21 午後2時頃	有家庁舎駐車場内	市民生活部税務課	10,466円		駐車していた相手車両の後方を通過中、相手車両が気づかずバックしてきたので警笛を鳴らしたが衝突し、損害を与えたもの。
46	H24.1.10 午前9時40分	南島原市南有馬町戊	衛生局第二課	2,835円		ごみ収集のため後進中、収集車の右後部を、プロパンガス積み下ろしのため駐車していた相手車両左前方ミラーに接触し、損害を与えたもの。
47	H24.4.25 午後4時11分	南島原市布津町甲	総務部布津支所	88,641円		市道から国道へ出ようとしたところ、左右を確認不足により、右から走行してきた車に接触し、損害を与えたもの。

案件番号	事故発生日月	事故発生場所	運転者所属	賠償の金額	賠償の相手方		事故の発生状況
48	H24.6.15 午前11時15分	南島原市口之津町甲	衛生局第一課	12,653円			道路に停車し、し尿収集作業中、市民の車両が通りかかったため、離合させようと相手方宅前に幅寄せ中、ポールに接触し、損害を与えたもの。
49	H24.7.3 午前8時20分	南島原市有家町蒲河	農林水産部水産課	126,000円			国道を直進中、市道から相手方の車が一時停止を怠り交差点に進入したため、出合頭に衝突し、損害を与えたもの。
50	H24.11.20 午後3時	南島原市口之津町甲	水道部上水道課	384,095円			次の現場へ向かうため、バックして方向転換する際、後方確認不十分であったため、右方より直進してきたバイクと衝突し、損害を与えたもの。
51	H24.11.26 午後2時22分	南島原市加津佐町甲	建設部管理課	97,800円			現場での公務を終え帰庁しようとバックで方向転換する際、市道に停車中の車に気付かず接触し、損害を与えたもの。
52	H25.1.23 午後3時30分	南島原市西有家町須川	衛生局第一課	52,500円			し尿汲取り終了後、国道に出るためバックして切り返していたところ、相手方宅コンクリート塀に接触し、損害を与えたもの。
53	H25.2.28 午前9時30分	南島原市有家町原尾	衛生局第一課	355,152円			浄化槽清掃のため、バキューム車で浄化槽内部の汚水の汲取り作業中、浄化槽内部の仕切板が変形破損し、損害を与えたもの。
54	H25.11.22 午後4時16分	長崎市南山手町1-18 ANAクラウンプラザホテル長崎グラバービル	企画振興部企画振興課	56,465円			公務会場であった長崎市内のホテル駐車場において、バックで駐車していたところ、確認不足により駐車中のタクシーに接触し、損害を与えたもの。
55	H25.12.20 午前9時30分	南島原市布津町乙	総務部布津支所	159,000円			見通しの悪いカーブで、対向車を発見したが避けきれず接触し、損害を与えたもの。
56	H26.4.4 午後8時30分	南島原市有家町中須川	衛生局第一課	11,880円			浄化槽清掃のため、現場付近を走行中、右後輪が相手方宅の家の横に置いてある石に接触し動いたため、元の場所に戻したが、午後8時30分ごろにその石が動き、石の上部付近の給水管ビニールパイプを握り壊し、損害を与えたもの。
57	H26.6.2 午後5時30分	南島原市西有家町須川	衛生局第一課	79,272円			浄化槽清掃の際、浄化槽汚泥の汲み取りによりバキュームカーが徐々に重くなり、清掃依頼者宅敷地内のコンクリート舗装された路盤が耐え切れずに損壊し、損害を与えたもの。
58	H26.6.29 午後0時55分	南島原市深江町丁3516 深江町体育館駐車場	教育委員会生涯学習課	791,164円			綱引き大会会場と臨時駐車場とを結ぶシャトルバス(10人乗り乗用車)を運転中、停車しようとバックした際、車両後方にいた被害者に気づかず接触し、損害を与えたもの。
59	H26.7.4 午前10時40分	南島原市深江町甲	農林水産部農林課	99,560円			見通しの悪い中央線の無いカーブで、中央寄りを走行してきた相手方車両と接触し、損害を与えたもの。
60	H26.9.18 午前8時45分	南島原市西有家町見岳	衛生局第一課	8,000円			し尿汲み取りを行うため敷地内へ侵入する際、車両上部のホース用ドラムが小屋の雨どいに接触し、雨どいが破損し、損害を与えたもの。
61	H26.9.26 午後5時30分	島原市上の町533番地先路上	市民生活部保険年金課	54,440円			公務終了後帰庁しようと島原市役所横の道路を直進中、交差点の左側より進入してきたタクシーの側面(運転席側)に衝突し、損害を与えたもの。
62	H26.10.23 午後1時50分	南島原市有家町尾上上新切バス停50m下路上	福祉保健部保護課	155,892円			路面切削機の横を走行中、切削機中央ステップから道路中央部に降りてきた作業員を確認したが、避けきれず作業員と接触し、損害を与えたもの。
63	H26.12.3 午前11時20分	南島原市南有家町乙991 南有家小学校	学校給食会	74,260円			給食配送後、車両後方のゲートを格納せず前進させたため、駐車車両の右後方側面にゲート部分が接触し、損害を与えたもの。
64	H26.12.17 午後3時30分	南島原市有家町原尾	衛生局第一課	14,688円			し尿汲み取りを行うため敷地内へ侵入する際、依頼者宅敷地内に敷設されている相手方井水給水管を踏み破損し、損害を与えたもの。
65	H27.1.27 午前9時17分	南島原市有家町石田	衛生局第一課	8,208円			浄化槽清掃の際、隣人宅敷地内に了承を得て車を止め作業を終了し、敷地を出る際に敷設されている給水管を踏み破損させ、損害を与えたもの。

種別 番号	事故発生年 月日	事故発生場所	運転者所属	賠償の金額	賠償の相手方	事故の発生状況
66	H28.2.29 午後1時50分	南島原市加津佐町己	衛生局第一課	262,611円		道幅の狭い道路を走行中、対向車と離合するため後退した際、後続車がいることに気付かず接触し、損害を与えたもの。
67	H28.4.14 午後10時8分	南島原市深江町乙	深江地区消防第三分団	192,240円		地震発生に伴う警戒巡視から午後9時40分ごろ詰所に戻ってきた際、サイドブレーキを引き忘れていたため、消防車が無人走行し、交通安全標識2本を破損させ、損害を与えたもの。
68	H28.7.13 午後2時50分	南島原市西有家町龍石	衛生局第一課	49,500円		浄化層清掃のため、バックで敷地に入ろうとした際、門扉に接触し、損害を与えたもの。
69	H28.8.14 午後1時30分	南島原市西有家町慈恩寺	西有家地区消防団第一分団	99,900円		その他火災で現場に向かい、水利を確保するため急傾斜地に侵入し、近くの道板2枚を借用した際、道板を破損させ、損害を与えたもの。

## 議案第70号

### 損害賠償の額の決定について

南島原市は、次により損害を賠償するものとする。

#### 1 賠償の理由

平成28年12月13日、午後2時48分ごろ、国道251号線口之津町甲の路上において、水道部上水道課の職員が前方不注意により相手方車両に追突し、損害を与えたもので、これにより当該事故について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

#### 2 賠償の金額

760,223円

#### 3 賠償する相手方

平成29年3月21日提出

南島原市長 松本政博

#### 提案理由

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるため。